

愛媛県循環器病対策推進会議開催要綱

(開催)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第11条に規定する都道府県計画(以下「計画」という。)の策定、推進等に関し、必要な事項を意見聴取及び検討するため、「愛媛県循環器病対策推進会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見聴取及び検討するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、構成員15人以内で組織する。

2 構成員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他必要と認める者のうちから会長が選任する。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、構成員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を統括し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長選出前の会議は保健福祉部長が招集するものとする。

2 会長は、会議の開催が困難な場合は、書面により意見を求め、これを会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要と認めるときは、会議に構成員以外の関係者を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。